

大阪市生野区マスコットキャラクター着ぐるみ等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市生野区役所マスコットキャラクター「いくみん」の着ぐるみ及びパペット（以下「着ぐるみ等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出しの対象事業)

第2条 着ぐるみ等は、次のいずれかの場合に使用を承認し、無償で貸し出すものとする。

- (1) 大阪市・国・地方公共団体が企画又は実施する事業
- (2) 生野区内で活動するグループや団体及び企業が営利以外の目的で企画又は実施する事業であり、生野区（以下「当区」という。）のイメージ向上や地域活性化につながると認める場合
- (3) その他、大阪市生野区長（以下、「区長」という。）が必要と認める場合

(貸出しの申請)

第3条 着ぐるみ等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ『「いくみん」着ぐるみ・パペット借用申込書（第1号様式）』を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、貸出しを希望する日の6か月前の日の属する月の初日から受け付け、貸出期間は原則として1週間以内とする。なお、申請の受付は先着順で行う。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(貸出しの承認)

第4条 区長は、申請者から前条第1項の借用申込書の申請があったときは、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみ等の貸出しを承認する。

ただし、生野区役所（以下「当区役所」という。）の業務で使用する場合を除く。

- (1) 貸出期間が、当区役所が使用する期間と重複するとき
- (2) 当区及び「いくみん」のイメージを損なうおそれのあるとき
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (5) 政治上の主義・支持・反対や宗教活動を目的とする事業
- (6) 暴力団もしくは、その統制下の団体による事業であるとき
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える、又はおそれのあるとき
- (8) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、区長が不適当と認めるとき

2 区長は、前項の規定に基づき使用を承認した場合においては、「大阪市生野区マスコットキャラクター使用承認通知（第2号様式）」により、申請者に通知する。

なお、使用を承認しなかった場合においては、「大阪市生野区マスコットキャラクター使用不承認通知（第2号様式）」により、申請者に通知する。

（使用上の遵守事項）

第6条 着ぐるみ等の使用者(以下「使用者という」。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当区のマスコットキャラクターであることを明確にすること
- (2) 当区及び当区マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと
- (3) 着ぐるみ等を譲渡し又は転貸しないこと
- (4) 搬送手段ならびに着用者は使用者が用意すること
- (5) 着ぐるみの使用にあたっては、「いくみん着ぐるみ等使用マニュアル」をよく読み、その指示に従うこと
- (6) 着ぐるみ等の返却は、返却予定日までに返却すること。また、やむを得ず返却予定日までに返却できない場合は、事前に当区あて連絡すること

（原状復帰）

第7条 着ぐるみ等を破損又は汚損した場合は、速やかに当区役所に連絡し、原状回復の方法を協議のうえ、使用者の責任と負担により原状に復さなければならない。

（免責）

第8条 着ぐるみ等の貸出し及び使用、又は貸出し承認の取消しにより、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、当区役所はその責めを負わない。

（補足）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。